

京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針（新旧対照表）

現行	改正案
<p>第1条～第9条 略</p> <p>附 則</p> <p>この方針は、平成31年3月29日から施行する。</p> <p>この方針は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>この方針は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この方針は、令和4年3月31日から施行する。</p> <p>この方針は、令和4年5月1日から施行する。</p> <p>この方針は、令和5年4月5日から施行する。</p> <p>この方針は、令和6年4月10日から施行する。</p> <p>この方針は、令和7年3月31日から施行する。</p> <hr/> <p>別表（第5条関係） 略</p> <p>※1～2（2） 略</p> <p>※2（3） 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108</p>	<p>第1条～第9条 略</p> <p>附 則</p> <p>この方針は、平成31年3月29日から施行する。</p> <p>この方針は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>この方針は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この方針は、令和4年3月31日から施行する。</p> <p>この方針は、令和4年5月1日から施行する。</p> <p>この方針は、令和5年4月5日から施行する。</p> <p>この方針は、令和6年4月10日から施行する。</p> <p>この方針は、令和7年3月31日から施行する。</p> <p><u>この方針は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第5条関係） 略</p> <p>※1～2（2） 略</p> <p>※2（3） 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108</p>

号。以下「FIT法 \_\_\_\_\_」という。) 第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)

③ 高炉ガス又は副生ガス

※2 (4)・(5) (略)

※3 (1) 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるものとする。

(算定式) 直近年度の再生可能エネルギーの活用状況 (%) = (① + ② + ③ + ④ + ⑤) ÷ ⑥ × 100

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量 (送電端 (kWh))

② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書 (電力) の量 (kWh)

③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)

⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量 (kWh)

⑥ 直近年度の供給電力量 (需要端 (kWh))

※3 (2) 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第2条第4項に定められた \_\_\_\_\_ 再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (出力30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない。)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする \_\_\_\_\_。

※3 (3)・(4) (略)

号。以下「再エネ特措法」という。) 第2条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)

③ 高炉ガス又は副生ガス

※2 (4)・(5) (略)

※3 (1) 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるものとする。

(算定式) 直近年度の再生可能エネルギーの活用状況 (%) = (① + ② + ③ + ④ + ⑤) ÷ ⑥ × 100

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量 (送電端 (kWh))

② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書 (電力) の量 (kWh)

③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)

⑤ 非化石価値取引市場から調達した \_\_\_\_\_ トラッキング付非FIT非化石証書 (再エネ指定) の量 (kWh)

⑥ 直近年度の供給電力量 (需要端 (kWh))

※3 (2) 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備 \_\_\_\_\_ (太陽光、風力、水力 (出力30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない。)、地熱、バイオマス) による \_\_\_\_\_ 電気を対象とする \_\_\_\_\_。

※3 (3)・(4) (略)

※4 (略)

別記様式 (略)

※4 (略)

別記様式 (略)